

廃棄物減量等推進審議会に関する法律及び条例・条例規則抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、あきる野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第3条 条例第7条第1項の規定により設置するあきる野市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の議長は、会長が当たる。

7 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 議長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会の座長は、部会長が当たる。

(庶務)

第6条 審議会に関する庶務は、環境経済部環境課において処理する。